

ながはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

新	旧
1 ルールの目的 (略)	1 ルールの目的 (略)
2 用語の定義	2 用語の定義
(1) (略)	(1) (略)
(2) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。	(2) 個人情報等 個人（死者を含む。）に関する情報であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。 ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（長浜市個人情報保護条例施行規則（平成 18 年長浜市規則第 14 号）第 2 条の 2 第 1 号に規定する文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u> イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u>
(3) 個人識別符号 法第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。	(新設)
(4) 試料 事業参加者から採取された血液、体液、組織、細胞、排せつ物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。	(3) 試料 同左
(5) 情報 事業参加者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。	(4) 情報 同左
(6) 試料・情報 試料及び情報をいう。	(5) 試料・情報 同左
(7) 事業計画 事業実施者が、事業の実施に当たり事業の意義、目的、方法、事業参加者が被る可能性のある不利益、試料・情報の取扱方法等について定めた計画をいう。	(6) 事業計画 同左

ながはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

新	旧
(8) 事業実施者 事業を実施する市長及び医学研究科長をいう。	(7) 事業実施者 同左
(9) 事業参加者 事業のために試料・情報を提供する者（死者を含む。）をいう。	(8) 事業参加者 同左
(10) 研究機関 研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行われる場合を除く。	(9) 研究機関 同左
(11) コホート研究 事業実施者が、包括同意の範囲内で行う研究であって、事業加者の試料・情報を収集するために実施する健診（以下「0次健診」という。）で取得した試料・情報の分析結果と、追跡調査によって得る情報との関連を解析する研究をいう。	(10) コホート研究 同左
(12) 付随研究 0次健診や追跡調査に加えて新たに試料・情報を取得して行う研究をいう。	(11) 付随研究 同左
(13) 研究者等 コホート研究及び付随研究の実施（試料・情報の収集及び提供を行う機関における業務の実施を含む。）に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属する以外のものであって、以下のいずれかに該当する者は除く。 ア 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者 イ 既存試料・情報の提供のみを行う者 ウ 委託を受けて研究に関する業務の一部のみに従事する者	(12) 研究者等 同左
(14) 付随研究計画 研究者等が、付随研究を実施するに当たり研究の意義、目的、方法、試料・情報の管理方法、費用、研究を行う者の所属及び氏名、予測される研究成果等を記載した計画をいう。	(13) 付随研究計画 同左
(15) ID化 特定の個人を識別することができる記述等（個人識別符号を含む。）の全部又は一部を当該個人と関わりのない番号等に置き換えることをいう。	(14) 匿名化 特定の個人（死者を含む。）を識別することができることとなる記述等（個人識別符号を含む。）の全部又は一部を削除すること（当該記述等の全部又は一部を当該個人又は死者と関わりのない記述等に置き換えることを含む。）をいう。
(16) 突合表 特定の事業参加者を識別することができるよう、当該事業参加者とID化の際に置き換えた番号等とを照合することができるようにする表をいう。	(15) 対応表 匿名化された情報から、必要な場合に事業参加者（死者を含む。）を識別することができるよう、当該事業参加者と匿名化の際に置き換えられた記述等と

ながはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

	を照合することができるようにする表その他これに類するものをいう。
新	旧
(17) 一次 I D 市長が、試料・情報から氏名、住所及び生年月日を当該個人と関わりのない番号等に置き換えたものをいう。	(16) 一次匿名化 I D 市長が、試料・情報から氏名、住所及び生年月日を当該個人と関わりのない記述に置き換えたものをいう。
(18) 一次 I D 化突合表 前号の氏名、住所及び生年月日と一次 I D との突合表のことをいう。	(17) 一次匿名化対応表 前号の氏名、住所及び生年月日と一次匿名化 I D との対応表のことをいう。
(19) 二次 I D 医学研究科長が、試料・情報を保管し、研究者等に分配するにあたり、一次 I D を当該一次 I D と関わりのない番号等に置き換えたものをいう。	(18) 二次匿名化 I D 医学研究科長が、試料・情報を保管し、研究者等に分配するにあたり、一次匿名化 I D を当該一次匿名化 I D と関わりのない記述等に置き換えたものをいう。
(20) 二次 I D 化突合表 二次 I D と一次 I D との突合表をいう。	(19) 二次匿名化対応表 二次匿名化 I D と一次匿名化 I D との対応表をいう。
(21) インフォームド・コンセント 事業参加者が、実施され、又は継続されようとする事業又は付随研究に関して、当該事業又は付随研究の目的及び意義並びに方法、事業参加者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について事業実施者から事前に十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいて事業実施者に対し与える、当該事業及び付随研究（試料・情報の取扱いを含む。）を実施され、又は継続されることに関する同意をいう。	(20) インフォームド・コンセント 同左
(22) 遺伝情報 試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、又は既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。	(21) 遺伝情報 同左
3 事業の基本理念 (略)	3 事業の基本理念 (略)
4 事業に携わる者の責務	4 事業に携わる者の責務
4-1 事業に携わる全ての者は、事業参加者の 個人情報 及び試料・情報を安全かつ適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。	4-1 事業に携わる全ての者は、事業参加者の 個人情報等 及び試料・情報を安全かつ適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
4-2 (略)	4-2 (略)
5 事業実施者の責務	5 事業実施者の責務
5-1～5-6 (略)	5-1～5-6 (略)

なごはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

新	旧
5-①～5-③ (略)	5-①～5-③ (略)
5-④ 5-4 の事業並びにコホート研究及び付随研究の進捗状況は、別表第 2 に掲げる事項を進捗状況報告書にまとめるものとする。 [別表第 2]進捗状況報告書に記載すべき事項 1 事業の実施内容 (広報、試料・情報の取得日等) 2 事業参加者数 (インフォームド・コンセントの取得者数) 3 インフォームド・コンセントの撤回者数 4 事業参加者からの問い合わせ内容及び対応 (匿名) 5 付随研究の状況 (主な経過等)	5-④ 5-4 の事業並びにコホート研究及び付随研究の進捗状況は、別表第 2 に掲げる事項を進捗状況報告書にまとめるものとする。 [別表第 2]進捗状況報告書に記載すべき事項 1 事業の実施内容 (広報、試料・情報の取得日、 <u>説明会日</u> 等) 2 事業参加者数 (インフォームド・コンセントの取得者数) 3 インフォームド・コンセントの撤回者数 4 事業参加者からの問い合わせ内容及び対応 (匿名) 5 付随研究の状況 (主な経過等)
5-⑤、5-⑥ (略)	5-⑤、5-⑥ (略)
6 市長の責務	6 市長の責務
6-1、6-2 (略)	6-1、6-2 (略)
6-3 市長は、事業参加者の氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレスを保護し、及び適正に 管理運用する 。	6-3 市長は、事業参加者の氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレスを保護し、及び適正に管理運用するために、なごはま0次予防コホート事業個人情報管理者 (以下「個人情報管理者」という。)を設置しなければならない。
6-4 市長は、前項に定める個人情報の管理運用に関する権限又は事務を別に定める者 (以下「個人情報管理者」という。)に委任することができる。	(新設)
6-①、6-② (略)	6-①、6-② (略)
7 医学研究科長の責務	7 医学研究科長の責務
7-1 医学研究科長は、 個人情報 (個人識別符号を除く。)及び 一次 I D化突合表 を保有してはならない。	7-1 医学研究科長は、 <u>匿名化に当たり作成された個人情報等</u> (個人識別符号を除く。)及び <u>一次匿名化対応表</u> を保有してはならない。
7-2 医学研究科長は、試料・情報及び個人識別符号を安全かつ適正に 管理する 。	7-2 医学研究科長は、試料・情報及び個人識別符号を安全かつ適正に管理するための 管理者 を設置し、その者に必要な措置を講じさせなければならない。
7-3 医学研究科長は、前項に定める試料・情報及び個人識別符号の管理に関する権限又は事務を別に定める者に委任することができる。	(新設)

なごはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

新	旧
7-4 医学研究科長は、試料・情報の蓄積及び管理運用の状況について、市長に定期的な報告をしなければならない。	7-3 同左
7-①～7-⑥、別表第3 (略)	7-①～7-⑥、別表第3 (略)
8 研究者等の責務	8 研究者等の責務
8-1～8-3 (略)	8-1～8-3 (略)
8-4 研究者等は、事業実施者から二次ID化された試料・情報の提供を受けた場合は、その試料・情報を適正に取り扱わなければならない。	8-4 研究者等は、事業実施者から匿名化された試料・情報の提供を受けた場合は、その試料・情報を適正に取り扱わなければならない。
8-5 研究者等は、二次ID化突合表を保有してはならない。	8-5 研究者等は、匿名化に当たり作成された二次匿名化対応表を保有してはならない。
8-6～8-9 (略)	8-6～8-9 (略)
8-① 8-1 の規定による事業実施者の許可を得る場合は、研究者等は、国が定める人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「倫理指針」という。）に規定する研究計画書に則した付随研究計画を事業実施者に提出するものとする。 [別表第4] (削除)	8-① 条例第8条第1項の規定による事業実施者の許可を得る場合は、研究者等は、別表第4に掲げる事項を記載した付随研究計画を事業実施者に提出するものとする。 [別表第4]付随研究計画に記載すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 研究名 2 研究の意義及び目的 3 対象とする疾患 4 分析方法及び内容（試料・情報の種別、試料・情報の必要数等） 5 研究期間及びスケジュール（将来の追加又は変更が予想される場合はその旨） 6 研究に特有の配慮すべき点の有無 7 研究代表者の氏名、所属及び役職 8 共同研究機関等に所属する者の氏名、所属及び役職 9 試料・情報の管理責任者名、管理場所及び管理方法（安全管理措置） 10 研究資金に関する事項
8-②、8-③ (略)	8-②、8-③ (略)

ながはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

新	旧
<p>8-④ 8-6 の規定による報告は、別表第4に掲げる事項をまとめ事業実施者が定める日までに事業実施者に提出するものとする。</p> <p>[別表第4] 付随研究報告として報告すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究の実施内容 2 研究成果 	<p>8-④ 8-6 の規定による報告は、<u>別表第5</u>に掲げる事項をまとめ事業実施者が定める日までに事業実施者に提出するものとする。</p> <p><u>[別表第5]</u> 付随研究報告として報告すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究の実施内容 2 研究成果
<p>9 インフォームド・コンセント</p>	<p>9 インフォームド・コンセント</p>
<p>9-1～9-6 (略)</p>	<p>9-1～9-6 (略)</p>
<p>9-7 事業実施者は、事業参加者が死亡した場合は、生前に同意の撤回又は拒否がない限り、引き続き死者に関する個人情報（死亡した事業参加者に関する情報であって、法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。）及び全ての試料・情報を使用することができる。</p>	<p>9-7 事業実施者は、事業参加者が死亡した場合は、生前に同意の撤回又は拒否がない限り、引き続き個人情報等及び全ての試料・情報を使用することができる。</p>
<p>9-① 9-1 のインフォームド・コンセントを得る前に、事業実施者は、事業に参加しようとする者に倫理指針に規定する説明事項に則した事業概要を説明する書類を交付するものとする。</p> <p>[別表第6] (削除)</p>	<p>9-① 9-1 のインフォームド・コンセントを得る前に、事業実施者は、事業に参加しようとする者に<u>別表第6</u>に掲げる事項を記載した事業概要を説明する書類を交付するものとする。</p> <p><u>[別表第6]</u> 事業概要を説明する書類に記載すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 事業実施者の名称及び氏名</u> <u>2 事業の意義及び目的</u> <u>3 事業期間</u> <u>4 事業内容（実施予定事業の概要）</u> <u>5 事業実施の体制</u> <u>6 事業への参加要件等</u> <u>7 事業に参加しないことにより不利益な対応を受けない旨の説明</u> <u>8 インフォームド・コンセントの撤回方法</u> <u>9 インフォームド・コンセントが撤回された場合の試料・情報の取扱い</u> <u>10 予測される事業成果</u>

ながはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

新	旧
	<p>11 <u>事業参加者等に対する予測される危惧すべき事項及び不利益</u></p> <p>12 <u>個人情報の保護の方法</u></p> <p>13 <u>事業参加者に遺伝情報を開示しない理由</u></p> <p>14 <u>試料・情報の保管方法</u></p> <p>15 <u>付随研究に試料・情報を提供する方法</u></p> <p>16 <u>事業又は付随研究終了後の試料・情報の取扱い</u></p> <p>17 <u>試料・情報及び知的財産の帰属先</u></p> <p>18 <u>事業結果の公表方法</u></p> <p>19 <u>個人情報管理者、診療情報管理者、遺伝情報管理者及び試料管理者の氏名及び役職</u></p> <p>20 <u>事業関係資料（事業計画及び付随研究計画等）の公開方法</u></p> <p>21 <u>事業の審査方法</u></p> <p>22 <u>事業全般に関する問い合わせ先</u></p>
<p>9-② 9-3 の規定によるインフォームド・コンセントの撤回の有無の確認は、事業計画の具体的な実施方法を記載した文書を事業参加者に個別に通知し、又は事業参加者が容易に知り得る状態に置くことにより行うものとする。</p>	<p>9-② 9-3 の規定によるインフォームド・コンセントの撤回の有無の確認は、事業計画の具体的な実施方法を記載した文書を事業参加者に個別に<u>通知することにより行うものとする。</u></p>
<p>9-③ （略）</p>	<p>9-③ （略）</p>
<p>9-④ 同意撤回者から同意撤回申出書の提出があり、試料・情報の削除及び廃棄の申し出を受けた市長は、一次 I Dにより、医学研究科長に試料・情報の削除及び廃棄を指示するものとする。</p>	<p>9-④ <u>同意撤回者から同意撤回申出書の提出を受けた市長は、試料・情報の匿名化に当たり新たに付された番号（以下「匿名化番号」という。）により、医学研究科長に試料・情報の削除及び廃棄を指示するものとする。</u></p>
<p>9-⑤ 医学研究科長は、診療情報管理者を経由して、診療情報管理者が置き換えた二次 I Dにより、遺伝情報管理者、試料管理者及び研究者等に同意撤回者の試料・情報の削除及び廃棄を指示するものとする。</p>	<p>9-⑤ 医学研究科長は、診療情報管理者を経由して、診療情報管理者が<u>匿名化番号を別の新たな番号に置き換えた番号（以下「再匿名化番号」という。）</u>により、遺伝情報管理者、試料管理者及び研究者等に同意撤回者の試料・情報の削除及び廃棄を指示するものとする。</p>
<p>9-⑥、9-⑦ （略）</p>	<p>9-⑥、9-⑦ （略）</p>

ながはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

新	旧
<p>9-⑧ 医学研究科長から報告を受けた市長は、個人情報管理者に事業参加者の個人情報及び一次ID化突合表から同意撤回者の情報を削除させ、同意撤回者にながはま0次予防コホート事業の参加同意の撤回申し出に伴う試料・情報の削除及び廃棄処理完了通知書（様式第4号）により通知するものとする。</p>	<p>9-⑧ 医学研究科長から報告を受けた市長は、個人情報管理者に事業参加者の個人情報及び匿名化番号との対応表（以下「匿名化対応表」という。）から同意撤回者の情報を削除させ、同意撤回者にながはま0次予防コホート事業の参加同意の撤回申し出に伴う試料・情報の削除及び廃棄処理完了通知書（様式第4号）により通知するものとする。</p>
<p>9-⑨ （略）</p>	<p>9-⑨ （略）</p>
<p>10 試料・情報の蓄積及び管理運用</p>	<p>10 試料・情報の蓄積及び管理運用</p>
<p>10-1～10-3 （略）</p>	<p>10-1～10-3 （略）</p>
<p>10-4 事業実施者及び研究者等は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる試料・情報について、生存する個人に関する情報と同様に、法及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省厚生労働省経済産業省告示第1号）の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>10-5 事業実施者は、事業参加者から、遺伝情報を含む保有する個人情報のうち本人を識別することができるものについて、開示を求められた場合には、請求者に対し、該当する個人情報を開示しなければならない。ただし、法第78条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。</p>	<p>10-4 事業実施者は、事業参加者から、遺伝情報を含む保有する個人情報等のうち本人を識別することができるものについて、開示を求められた場合には、請求者に対し、<u>遅滞なく、該当する個人情報等を開示しなければならない。ただし、開示することにより規則で定める事項に該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。</u></p>
<p>10-6 事業実施者は、事業を終了し、又は中止した場合は、試料・情報及び研究により生じたものの取扱いについて、倫理委員会及び審査会の意見を聴いた上で決定し、市民に公表しなければならない。</p>	<p>10-5 事業実施者は、事業を終了し、又は中止した場合は、試料・情報及び研究により生じたものの取扱いについて、倫理委員会及び審査会の<u>審議に付したうえで</u>決定し、市民に公表しなければならない。</p>
<p>10-7 事業実施者は、研究者等に試料・情報を提供する場合は、試料・情報が適正に取り扱われるように必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>10-6 同左</p>
<p>10-① 10-3の管理運用は、次に定めるところによる。 （1）医学研究科長は、診療情報管理者に一次ID及び二次ID化突合表を管理させる。</p>	<p>10-① 10-3の管理運用は、次に定めるところによる。 （1）医学研究科長は、診療情報管理者に<u>匿名化番号及び再匿名化番号との対応表</u>を管理させる。</p>

ながはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

新	旧
<p>(2) 診療情報管理者、遺伝情報管理者及び試料管理者は、事業実施者が許可した付随研究計画に基づき、試料・情報に二次 I D を付して研究者等へ提供を行う。</p> <p>(3) 前項の試料・情報の提供にあたっては、診療情報管理者、遺伝情報管理者、試料管理者及び研究者等は、試料・情報の授受確認を書面において行う。</p> <p>(4) 研究者等は、試料・情報の適正な取扱いを遵守する誓約書を事業実施者に提出するものとする。</p> <p>(5) 試料・情報の安全管理措置は、別に定める。</p>	<p>(2) 診療情報管理者、遺伝情報管理者及び試料管理者は、事業実施者が許可した付随研究計画に基づき、試料・情報に再匿名化番号を付して研究者等へ提供を行う。</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p>
1 1 個人情報管理者	1 1 個人情報管理者
11-1 個人情報管理者は、試料・情報を一次 I D 化するとともに、事業参加者の氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレス及び一次 I D 化突合表を厳重に管理しなければならない。	11-1 個人情報管理者は、試料・情報を匿名化するとともに、事業参加者の氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレス及び一次匿名化対応表を厳重に管理しなければならない。
11-2、11-3 (略)	11-2、11-3 (略)
11-① 11-1 及び 11-2 の規定による一次 I D 化突合表の安全管理措置は、別に定めるところによる。	11-① 11-1 及び 11-2 の規定による匿名化対応表の安全管理措置は、別に定めるところによる。
<p>11-② 11-3 に規定する個人情報の利用は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業参加者のインフォームド・コンセントの撤回に関すること。</p> <p>(2) 事業参加者の健診結果の返却に関すること。</p> <p>(3) 0 次健診の受診に関すること。</p> <p>(4) 市立長浜病院の診療録への記録に関すること。</p> <p>(5) その他事業実施者が協議し、必要と認めたこと。</p>	<p>11-② 11-3 に規定する個人情報の利用は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業参加者のインフォームド・コンセントの撤回に関すること。</p> <p>(2) 事業参加者の健診結果の返却に関すること。</p> <p>(3) その他事業実施者が協議し、必要と認めたこと。</p>
1 2 研究成果の還元及び市民意見の反映 (略)	1 2 研究成果の還元及び市民意見の反映 (略)
1 3 ながはま0次予防コホート事業審査会 (略)	1 3 ながはま0次予防コホート事業審査会 (略)
1 4 長浜市個人情報補助条例の適用除外	1 4 長浜市個人情報補助条例の適用除外
(削除)	14-1 倫理長浜市個人情報保護条例（平成 18 年長浜市条例第 21 号）第 7 条第

ながはま0次予防コホート事業における試料・情報の蓄積及び管理運用に関するルール 新旧対照表

	4項、第12条から第28条まで、第30条から第33条まで及び第37条から第46条までの規定は、事業において取り扱う個人情報等について適用しない。
新	旧
14 区域外適用	15 区域外適用
14-1 この条例は、本市の区域外にある者に対しても適用する。	15-1 同左
15 委任	16 委任
15-1 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	16-1 同左
様式第3号 <p style="text-align: center;">ながはま0次予防コホート事業同意撤回申出書</p> <p>私は、「ながはま0次予防コホート事業」の同意を撤回しますので、研究のために私が提供した試料・情報については、下記のいずれかのとおり対応してください。</p> <p>() 試料・情報はすべて削除及び廃棄してください。</p> <p>() 今後の研究利用には使用せず、これまでの研究の検証目的のために保管いただいて構いません。</p> <p>() 今後の研究目的としての利用や、検証目的のための保管のいずれも構いません。</p> <p style="text-align: right;">申出日 年 月 日</p> <p>同意撤回者 氏名 _____ 住所 _____ 生年月日 年 月 日</p>	様式第3号 <p style="text-align: center;">ながはま0次予防コホート事業同意撤回申出書</p> <p>私は、「ながはま0次予防コホート事業」の同意を撤回しますので、研究のために私が提供した<u>すべての試料・情報を削除及び廃棄してください。</u></p> <p><u>同意撤回理由</u> (差し支えなければ、同意を撤回される理由をお書きください。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">申出日 年 月 日</p> <p>同意撤回者 氏名 _____ 住所 _____ 生年月日 年 月 日</p>